判決年月日	平成19年3月13日	担	知的財産高等裁判所	第 2 部	
事件番号	平成18年(行ケ)10292号	蔀			

拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、本願発明の認定に誤りがあるとし て取り消した事例。

(関連条文)特許法29条2項

本願(特表2002 - 533976号)は、名称を「通信システムのインターリービング / デインターリービング装置及び方法」とする発明についての国際特許出願であるが、特許庁は、本願発明は進歩性を欠くとの理由により拒絶査定をし、これに対する不服審判請求についても不成立の審決をした。

本願発明の内容は、次のとおりである。

【請求項1】 2[™](m>1)の整数倍でないサイズを有する入力データをインターリービングする方法において,

前記入力データのサイズにオフセット値を加算して仮想アドレスのサイズが 2 [™]の整数倍となるようにする過程を備えることを特徴とするインターリービング方法。

同審決の取消しを求める本件訴訟において、判決は、審決には、本願発明の上記構成要件のうち「仮想アドレス」の技術的意義についての認定に誤りがあり、その結果として、引用発明との一致点の認定の誤り及び相違点の看過があるとして、審決を取り消した。